

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名 精神医療審査会報告書作成事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111 (内 4806)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,649 千円 (前年度予算額：8,647 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	8,647	0	0	0	0	0	0	0	8,647
要求額	8,649	0	0	0	0	0	0	0	8,649
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

精神科病院の管理者は、精神保健福祉法に規定する措置入院及び医療保護入院による患者については入院届 (医療保護入院) 及び定期病状報告書 (措置入院・医療保護入院) を岐阜県知事に提出することが法第 33 条第 7 項と 38 条の 2 第 1 項にて義務付けられており、県はその入院が適正に行われているか審査する。

(2) 事業内容

医療保護入院及び措置入院患者の人権及びその適正な医療の保護のため、該当する患者の病状等について、専門的な審査を行う精神医療審査会への報告書を精神科病院等に定期的に作成・報告してもらい、その費用を支払う。

(3) 県負担・補助率の考え方

全額県負担

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額 (千円)	事業内容の詳細
役務費	8,649	医療保護入院者の入院届 措置入院患者の定期病状報告 医療保護入院者の定期病状報告
合計	8,649	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業
 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか。
各精神科病院において、県に提出する入院届や定期病状報告書の作成を適正に行っていくことにより精神医療審査会の適切な審査実施を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	件 (H)	(H)	(H)	(H)	件 (H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

各精神科病院において、入院届や定期病状報告書を作成してもらう事業であり、指標を設定することになじまない。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
医療保護入院の入院届は 17 病院、措置入院の定期病状報告は 4 病院、医療保護入院の定期病状報告は 14 病院で作成され、件数に応じて審査会報告書作成料を支払った。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
令和元年度は医療保護入院の入院届は 2,221 件、措置入院の定期病状報告は 6 件、医療保護入院の定期病状報告は 1,128 件作成された。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	<p>医療保護入院等の患者の人権擁護の立場からも、その入院は厳に適正な医学的判断のもと適用されなければならないことから、精神医療審査会における審査は大変重要である。そのため、各精神科病院等にはその審査に欠くことのできない各報告書の適切な作成及び報告を求めていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	<p>各精神科病院において作成される入院届や定期病状報告書は適正に作成されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	<p>各病院から提出される入院届や定期病状報告書は増加しているが、しっかりと作成していることから適正な審査が行われてきている。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 特になし。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後患者の入院の妥当性について適正に審査を行っていくためには、しっかりと記載されている入院届や定期病状報告書は不可欠であるため継続すべき事業である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	